奈良県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第三十一号

奈良県食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

（奈良県食品衛生法施行細則の一部改正）

第一条　奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号に次のように加える。

ウ　施行規則第六十七条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類

第三号様式及び第四号様式中

「

（２）　食品衛生法第５４条から第５６条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しないこと。	（

」を

「

（２）　食品衛生法第５４条から第５６条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しないこと。		有 （有の 理 年月
営業を譲り受けたことを証する旨		

」

有　・　無

有の場合）

理　由

年月日

・　無

場合）

由

口

に改め、これらの様式の提示書類新規申請の場合に次のように加

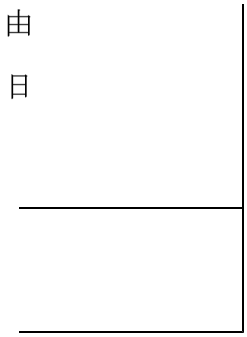

える。

３　食品衛生法施行規則第６７条第１項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類

第五号様式の添付書類１を次のように改める。

１　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第２４７条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第二条　公衆浴場法施行細則（昭和六十一年六月奈良県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同条ただし書の場合にあっては、変更がない事項の記載を省略することができる。

第一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、省令第一条ただし書の場合にあっては、第一号から第五号までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第一条に次の一項を加える。

４　省令第一条ただし書、第二項ただし書又は前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、第一項の公衆浴場営業許可申請書を提出する際に、営業を譲り受けたことを証する書類を提示しなければならない。

第一号様式中

「

	使用燃料の種別	

」

「

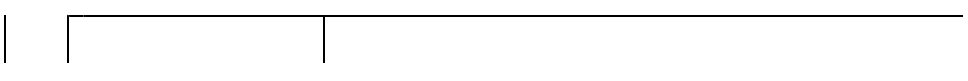

」

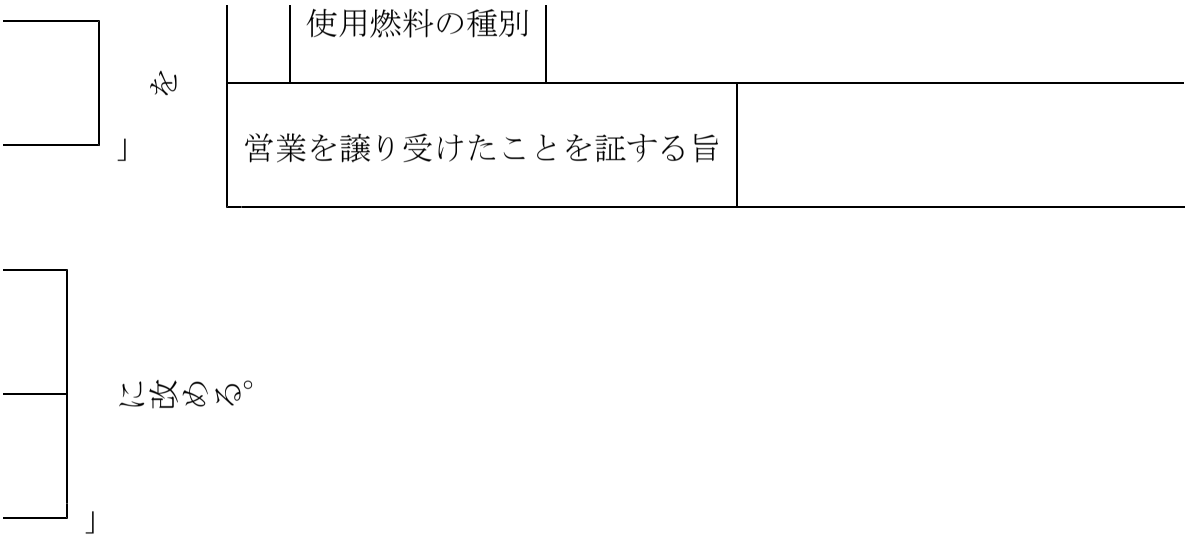

を

」

に改める。

」

第二号様式その一の添付書類1を次のように改める。

1　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第２４７条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

（理容師法施行細則の一部改正）

第三条　理容師法施行細則（平成十年三月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の医師の診断書」を「に規定するもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項ただし書の場合にあっては、当該平面図及び付近の見取図のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、施行規則第十九条第一項ただし書の場合にあっては、同項第五号に掲げる事項に変更がない場合に限り第一号の書類の提示を省略することができる。

第三条第二項に次の一号を加える。

三　施行規則第十九条第一項ただし書、同条第二項ただし書、同条第三項ただし書、前項ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受ける場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

第二号様式中「

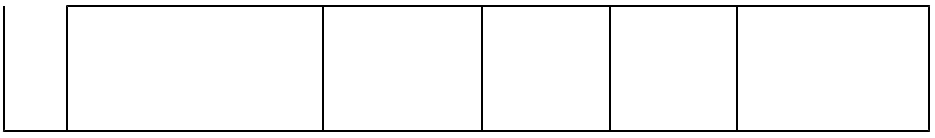

「

営業を譲り受けたことを証する旨

」を

に改める。

（美容師法施行細則の一部改正）

第四条　美容師法施行細則（平成十年三月奈良県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の医師の診断書」を「に規定するもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項ただし書の場合にあっては、当該平面図及び付近の見取図のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、施行規則第十九条第一項ただし書の場合にあっては、同項第五号に掲げる事項に変更がない場合に限り第一号の書類の提示を省略することができる。

第三条第二項に次の一号を加える。

三　施行規則第十九条第一項ただし書、同条第二項ただし書、同条第三項ただし書、前項ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受ける場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

第二号様式中

「

」を

」	営業を譲り受けたことを証する㎜

」

に改める。

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第五条　クリーニング業法施行細則（平成十三年十月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、施行規則第一条の三第一項ただし書の場合にあっては、当該平面図及び付近の見取図のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、施行規則第一条の三第一項ただし書の場合にあっては、同項第六号に掲げる事項に変更がない場合に限り第一号の書類の提示を省略することができる。

第三条第二項に次の一号を加える。

三　施行規則第一条の三第一項ただし書、前項ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受ける場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

第三条第三項中「、前項第二号」を「前項第二号」に改め、「書類を」の下に「、施行規則第一条の三第二項ただし書の規定の適用を受けるときは営業を譲り受けたことを証する書類を」を加える。

第一号様式中

「

営業形態（該当事項に○印を記入）	1　洗濯物の受取及び引渡しのみを行う。（委託先： 2　クリーニング業法第３条第３項第５号定する洗濯物を取り扱わない。

「

	1　洗濯物の受取及び引渡しのみを行う。

」

）
に規

を

「

営　業　形　態 （該当事項に○印を記入）	（委託先：　　） ２　クリーニング業法第３条第３項第５号に規定する洗濯物を取り扱わない。
営業を譲り受けたことを証する旨	

」

に改める。

「

第１号様式の11中

「

営　業　形　態 （該当事項に○印を記入）	１　クリーニング業法第３条第３項第　定する洗濯物を取扱う。 ２　クリーニング業法第３条第３項第　定する洗濯物を取扱わない。

」

を

５号に規

５号に規

「

営　業　形　態 （該当事項に○印を記入）	１　クリーニング業法第３条第３項第５号　定する洗濯物を取り扱う。 ２　クリーニング業法第３条第３項第５号　定する洗濯物を取り扱わない。
営業を譲り受けたことを証する旨	

」

に規

に規

に改める。

」

（奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の一部改正）

第六条　奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則（昭和五十八年十月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前項の図面」を「同条第二項に規定するもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項ただし書の場合にあっては、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。

第二条に次の一項を加える。

４　省令第一条第一項ただし書、同条第二項ただし書又は前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、省令第一条第一項に規定する申請書を提出する際に、営業を譲り受けたことを証する書類を提示しなければならない。

第一号様式中

「

条例第２条第４項第５号に該当することの有無	有　・　無

」を

「

条例第２条第４項第５号に該当することの有無	有　・　無
営業を譲り受けたことを証する旨	

」

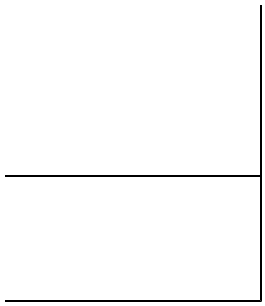

に、「ための設備として厚生労働省令で定める基準に適合する

」

「ための設備として厚生労働省令で定める基準に適合する

ものの概要を示す書類」を

注　旅館業法施行規則第１条第１項ただし書の場合にあ

変更がない書類に限り、当該書類の添付を省略するこ

ものの概要を示す書類

に改める。

っては、添付書類１から５まで及び７のうち

とができる。　」

第二号様式その三の添付書類１を次のように改める。

１　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第２４７条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。